

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等について、十分な財政措置を講じること。
特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進することの重要性にかんがみ、補助率の嵩上げ等の措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。
3. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。
4. 公立学校用地の購入・借上げに係る費用について、財政措置を講じるとともに、国有地の利用については、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
7. 社会教育施設等の耐震化事業等について、公立小中学校施設並みの財政措置を講じること。